

栃尾地域のまちづくりについての提案書（回答）

令和元年5月13日

長岡市栃尾地域委員会 様

長岡市栃尾支所長 今井 正彦

平成31年3月25日付けで提出されました「栃尾地域のまちづくりについての提案書」について、文中の点線枠内のおり回答します。

提案1 冬場でも安心できる救急医療体制の整備

- (1) 栃尾地域に救急搬送先病院がないことから、長岡地域の病院まで行くことになり、以前より搬送時間を要することになりました。更に、冬期間は道路の積雪状況が救急車の通行に影響を及ぼすのではないかと不安があります。

また、長岡赤十字病院にドクターヘリが配備され、搬送時間の短縮やドクターが同乗していることで安心感が高まっていますが、現在13か所指定されているランデブーポイントは積雪の影響でドクターヘリが離着陸できず、その場合は救急車のみの対応となっています。

そこで、安心した救急医療体制の整備に向けて、以下のことが必要であると考え提案します。

- 冬期間も使用できるランデブーポイントの早急な整備を行政が行う。
- 冬期間でも救急車がスムーズに通行できるような道路除雪を維持する。

ドクターヘリ等が離着陸するランデブーポイントについては、常時離着陸が可能なヘリポートを栄町2丁目（旧栃尾郷診療所跡地）に建設します。

令和元年度に用地取得及び実施設計をし、令和2年度に着工、同年度中の運用開始を目指しています。

また、道路除雪計画に基づき、道路交通の阻害を排除する道路除雪を今後も維持していきます。

- (2) 緊急事態が発生した際に、住民はまず自らできることをする（自助）、周囲に助けを求める（共助）、消防・警察・行政などに依頼する（公助）という一連の行動を身につけておくことが大切です。

そこで、住民の緊急時における役割の意識向上のため、以下のことが必要であると考え提案します。

- 自主防災意識の向上を図るために、区や自主防災組織が継続して防災教育講習会への参加や避難訓練等を実施する。また、行政が住民に対して、その必要性についての啓発を続けるとともに、自主防災組織の活動などに対する支援をする。

地域が主体的に防災活動を継続する必要性について、今後も引き続き、自主防災会長を対象とした研修会や防災ホームページ、パンフレット配布等を通じて意識啓発を行うとともに、市政出前講座や中越市民防災安全大学を修了した中越市民防災安全士の講師派遣等を通じて、地域の防災活動を支援します。

さらに、消防署では、各種訓練や防火・防災指導について要請や相談があった地域等に出向くなどこれからも継続して実施していきます。

また、市の広報紙等で随時啓発を行うとともに、幼少年消防クラブ、女性防火クラブや地域で行われる行事等を通じて、地域の方が身近で参加しやすい防火・防災講習や訓練となるよう工夫し、防災意識のさらなる向上と啓発に努めます。

提案2 道路除雪の維持について

若者の流出や人口減少が進み、除雪オペレーターの不足や委託業者の人手不足により、近い将来、今の除雪体制が維持されない不安があります。

そこで、現状の除雪体制や今後の課題などを精査し、将来も持続可能な新たな除雪体制の仕組みづくりが必要であると考え、以下のことについて提案します。

- 現行の道路除雪が維持できるよう除雪オペレーターの確保や除雪作業のIT活用など、新しい除雪体制の仕組みづくりについて、区長や除雪業者及び行政の除雪担当部署など除雪に関する専門的知識を持つ者で組織されている克雪対策協議会での検討を進める。

平成30年度から除雪出動管理システムを正式に導入し、委託業者と連携して市民の生活道路を確保しています。今後も本システムを活用し出動のタイミングや基準の統一に努めると共に、除雪体制について克雪対策協議会で検討していきます。

提案3 排雪・流雪溝について

- (1) 道路除雪後の排雪基準が不明確なため、排雪されずに雪山(壁)となり通学など人の往来や車両の通行に危険を感じる場所があります。

そのほか、町部と村部では排雪の必要性や排雪基準も大きく異なると思われます。

そこで、通行に危険を及ぼさないために、排雪基準を明確にする必要があると考え、以下のことについて提案します。

- 区や除雪業者及び行政の三者が現場を確認し、地域ごと、あるいは場所に即した排雪基準を設けるための場を、行政がつくり、三者がその基準を共有する。

現在、排雪については除雪の状況に応じ必要なタイミングで実施しています。
今後も、道路幅員や通学路等の利用実態を考慮し、通行に危険であると思われる場所については、関係区や除雪業者と対応を検討していきます。

- (2) 毎年、流雪溝から水が溢れ、道が冠水したり、家の中に浸水する現状があります。
原因は、決められた使用ルールによらない雪の投入のほか、流雪溝の水量が確保されていないことも要因の一つではないかと考えました。
そこで、流雪溝に投入した雪が詰まらず流れ出るために、以下のことについて提案します。
- **各流雪溝管理組合などで決めた正しい使用ルールの徹底と関係区の連携について、行政でも支援を行う。**
 - **流雪溝に投入した雪がスムーズに流れるよう、水量確保や水量調整が可能な施設整備ができるか行政が調査・検討をする。**

毎年、降雪前に各流雪溝組合の総会に出席し、施設の状況や利用に関してのルールの確認等の情報交換を行っています。
今後も各組合と連携しながら市として可能な支援を継続していきます。
流雪溝施設の整備につきましても、要望事項や課題を整理し検討していきます。

- (3) 高齢者世帯や空き家・空き地も増え、排雪作業が出来ない世帯（場所）は排雪されずに雪山となっています。排雪作業が困難となり玄関前に雪が残った状態で、人の往来や車の通行に支障がでています。
その場所を近隣住民の協力により排雪している地区もありますが、大半は排雪されていない状況です。
そこで、住み慣れた地域で暮らし続けられるためにも、地域で支え合える取り組みが必要であると考え、以下のことについて提案します。
- **行政は、除雪共助（助け合い）組織づくりのための支援補助金を継続するとともに、組織づくりについて区へ助言・指導などを行う。**

市では平成 30 年度から除雪共助組織活動強化支援事業補助金を創設して、各区や自主防災組織等が除雪困難な世帯の除排雪を支援する組織を立ち上げる際に必要な費用を補助しています。今後も制度を継続していくとともに、組織づくりについて参考となる事例を集めて情報提供や助言を行っています。

提案4 屋根雪処理について

高齢化などにより自力で屋根の雪下しが出来ない世帯、親戚や知り合いにも頼れない世帯が増えています。要援護者への支援制度は充実していますが、それに該当しない世帯では雪下しに不安を抱え続けたまま暮らしています。

また、空き家が増え、持ち主の管理が不十分なために、雪下しされずに倒壊の危険が生じる件数も増えることが予想されます。その危険回避として区では家主に連絡し、雪下しを依頼していますが、空き家が増えつづけると区の負担も増えてきます。

そこで、雪下し支援制度の周知と雪下し共助組織の取り組みのほか、空き家の雪問題への対策が必要であると考え、以下のことについて提案します。

- 空き家対策について、区と行政が一緒になり解決策の検討を進める。
- 行政から住民に向けて社会福祉協議会のしんせつ除雪隊の制度を周知するとともに、要援護世帯に対する除雪費の支援を継続する。
- 雪下し共助組織づくりについて行政から区へ助言・指導を行う。

空き家対策では、危険家屋等で所有者不明等の場合には、追跡調査等を実施し空き家所有者に管理をお願いする文書を送付しています。空き家については個人財産のため行政として手が出せない部分が多いのですが、区と協力し緊急性や危険性に対応できるように準備を進めていきます。

栃尾地域は豪雪地帯であるため、冬季間安心して暮らせるよう雪下ろしの生活不安を解消するための取り組みを行っていきます。

要援護世帯除雪費助成事業は民生委員の協力を得ながら今後も継続する予定であり、栃尾地区社会福祉協議会と連携しながら栃尾地域除雪支援事業(しんせつ除雪隊)の周知をさらに推進し除雪支援の拡充を図ります。

また、組織づくりについて参考となる事例を集めて情報提供や助言を行っていきます。

提案5 生活弱者の生活を支える相談体制の整備

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることを望んでいます。その自立できる生活を支える体制として、必要な医療、介護、福祉サービスなど一体的に提供される窓口体制が理想です。

高齢者、障害者、母子世帯などの生活弱者が雪のことを含めた生活についての相談先として、栃尾地域には市や民生委員のほか、地域包括支援センター（いずみ苑内）、相談支援センター（守門の里内）、社会福祉協議会があります。しかし、場所が点在しているため、相談したい時に「どこに相談すればよいかわからない」という声があります。

そこで、いくつもの窓口を回る必要がなく、一つの窓口で相談が完了できる体制が必要であると考え、以下のことについて提案します。

- 相談サービスを一体的に提供するワンストップ窓口づくりを進めること。

現在、支所でも福祉に関する窓口機能を担っていますが、社会情勢が変化する中、複合的な問題や多岐にわたる様々な相談に対し、さらに一体的かつ効果的に対応できる機能強化のあり方を検討していきます。

今後、栃尾地域交流拠点等整備の中で支所機能を移転し、現在の文化センターを支所庁舎として有効活用する予定であり、その中でこのことも含めて考慮していきます。

福祉に関する地域内の諸機関は設置主体が異なるものもあり、制度を横断し一体的に提供する相談支援体制の整備を図るには各設置主体の方針や人的及び財政的な課題もあります。それらを含めて関係機関との擦り合わせが必要であり、各機関と連携しながら相談窓口の運営体制づくりを協議していきます。